

大規模災害時の救助・捜索活動における関係機関連携要領

(令和4年6月～／令和7年6月5日改正)

令和3年7月に発生した静岡県熱海市土石流災害では大量の土砂により救助活動が困難な状況であったが、警察、自衛隊等の実動部隊や国土交通省等の関係機関が連携しながら救助活動を実施したことを受け、早期の災害実態把握や災害情報・活動状況の共有、救助活動方針の決定、実動部隊の安全管理等救助活動における関係機関との連携要領について令和3年度に関係省庁と検討し、令和4年度に策定した。

消防庁HP

「大規模災害時の救助・捜索活動における関係機関連携要領」

<https://www.fdma.go.jp/mission/prepare/cooperation/post.html>



主なポイント

【「関係機関連携要領」の構成】

A. To Doリスト

災害時に「活動調整会議」や「現地合同調整所」を設置し、To Doリストを活用、効果的な活動及び継続した情報共有、活動調整を行う

B. 関係機関資料集

消防と連携して救助・捜索活動を実施する警察、自衛隊、海上保安庁の組織体制、保有資機材などの紹介や、支援機関である内閣府（ISUT）、国土交通省（TEC-FORCE）の紹介

C. 奏功事例集

救助・捜索活動現場において関係機関と連携した好事例や、関係機関との平素からの顔の見える関係作りの好事例をまとめた資料

【「To Doリスト」の構成】

① 情報収集

- ・捜索活動の調整に必要な情報収集
- ・全体状況の把握、出動部隊の把握、要救助者状況の把握、アクセスロートの把握、二次災害リスク等
- ・共通地図の作成

② 活動調整会議の設定

- ・関係機関の連絡先、担当者の把握
- ・重要情報の整理（エリア分け、要救助者情報、活動危険等）

③ 救助・捜索活動方針の決定・共有

- ・活動方法、活動時間、安全管理方針（中止基準等）等の共有
- ・共通地図の更新等

④ 現地合同調整所の設定

- ・現地における関係機関の連絡先、担当者の把握、重要情報の共有・調整等
- ・安全管理方針、活動区域、要救助者発見時の対応等、各方針の見直し